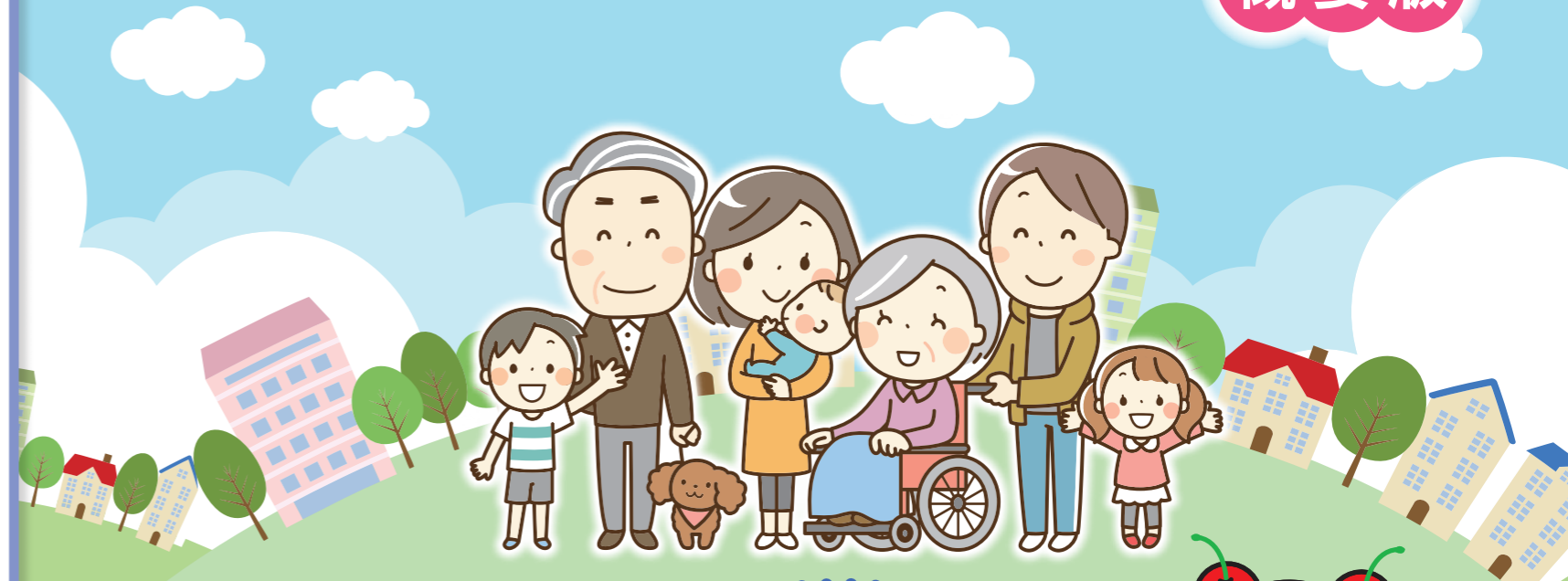


第5次 寒河江市障がい者基本計画

概要版

目標とする指標

基本目標	指標	令和7年度の状況	令和12年度の目標
地域生活支援の強化・充実	基幹相談支援センターの拡充 (相談支援専門員の拡充)	3人	4人
	障がい福祉サービスの生活介護・短期入所の 利用回数・日数	(令和6年度末時点)	
	生活介護	のべ18,020回	増加
	短期入所	のべ810日	増加
	児童発達支援・放課後等デイサービスの利用件数	(令和6年度末時点)	
	児童発達支援	のべ1,042件	増加
	放課後等デイサービス	のべ2,285件	増加
	地域生活支援拠点の拡充	4拠点	5拠点
	医療的ケア受け入れ保育施設数	1施設	増加
	乳幼児健診の受診率向上	(令和6年度末時点)	
1歳6か月児健診	98.7%	100%	
3歳児健診	99.0%	100%	
自立と社会 参加の促進	障がい福祉サービスの就労系サービス を利用している人の人数	(令和6年度末時点) 185人	230人
	障がい者就労施設等と市各部署との 物品調達等マッチング説明会	未実施	実施
	スポーツ大会への交通支援や作品展等 の開催支援	実施	継続して実施
社会で支え合う の実現	成年後見制度利用促進に向けた 研修会の実施	実施	継続して実施
	障害者情報アクセシビリティ・ コミュニケーション施策推進法の趣旨に 基づく市条例の制定	なし	条例の制定
	災害ボランティアセンター 運営団体数	1団体	3団体



基本理念



寒河江市イメージキャラクター
チェリン

住民ひとりひとりが、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で互いに人格と個性を尊重し合い、生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現

【計画期間】 (令和8年度～令和12年度)

計画の対象者

障害者基本法に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」方を障がい者として計画の対象とします。

計画の性格及び位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定める、本市の障がい者施策を総合的に推進するための基本的な計画です。計画の策定に当たっては、同条第1項に基づいて国が定める「障害者基本計画」及び同条第2項に基づいて県が定める「山形県障がい者計画」を踏まえています。

計画の推進体制

1 各主体の役割

この計画を推進するに当たっては、障がいや障がいのある人について理解と関心を高め、ともに、行政はもとより、障がいのある人・ない人、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

2 全庁的な推進体制の整備

福祉国保課を中心に行政の関係各部署と横断的な視点を持って連携し、一体となって計画を着実に推進するとともに、ライフスタイルやライフステージに合わせた切れ目のない支援のための施策に総合的・包括的に取り組めます。

3 計画の管理

計画の効果的な推進を図るため、関係部署において計画の進捗状況等について検証を行います。また、設定した目標値の達成状況の検証として、令和10年度に中間評価、令和12年度に最終評価を、アンケート調査等により実施します。

4 計画の見直し

障がいのある人を取り巻く環境や国、県における施策の動向などに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和8年3月策定・編集／寒河江市福祉国保課

〒991-0021 山形県寒河江市中央2丁目2番1号（ハートフルセンター）

電話 0237-85-0395 ファックス 0237-83-3201



基本目標

地域生活支援の強化・充実

障がいのある人が地域の中で生き生きと安心して生活できるよう、本人の意思を尊重した相談支援体制の充実を図ります。また、障がいのある人とその家族が安心して生活を送れるよう、誰もが必要な支援やサービスを適切に利用できる環境を整えます。あわせて、障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実と、精神保健福祉施策の充実を推進します。



自立と社会参加の促進

障がいのある人が社会のあらゆる活動に参加して生きがいを持ち、自分の意思で主体的に行動し自立した生活ができるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、経済的自立を目指すための就労支援などライフステージに応じたサービスの充実を図ります。あわせて、障がいのある人とその家族の生活を包括的かつ継続的に支える取組を推進します。

権利擁護と地域で支え合う社会の実現

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域のなかで安心して暮らすことができるよう、差別の解消と虐待の防止を推進するとともに、ソフト・ハードの両面から社会のバリアフリー化と、地域全体で支え合う包括的な支援体制の充実に努め、市民の主体的な地域福祉活動を促進します。



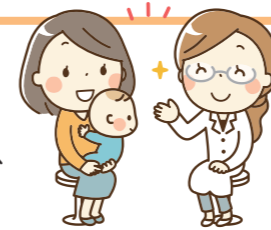
施策

【生活支援】

◆障がいのある人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談体制の充実と障がいの特性やライフスタイルに合わせたきめ細やかな支援体制の強化に取り組みます。

【保健・医療】

◆疾病の早期発見のため健康診査や検診、健康教育などの保健・医療サービスをライフステージに合わせて提供し、障がいの早期発見と予防に取り組みます。



【療育・教育】

◆障がいの早期発見と障がいに合わせた適切な療育の充実を図るため、関係機関が連携し切れ目のない支援体制の整備を促進します。

【経済的自立・就労支援】

◆能力や適性に応じて安心して働ける社会環境の整備を促進し、障がいのある人の経済的な基盤を確立するため目標に取り組みます。

【スポーツ・文化芸術活動】

◆障がい者のスポーツや文化芸術活動に気軽に取り組める機会を増やし、生きがいのある生活を送ることができるよう目標に取り組みます。

【差別の解消と権利擁護の促進】

◆障がいを理由に不当な差別を受けることのないよう、また、安心して地域生活を送ることができるよう差別の解消と権利擁護を推進します。

【バリアフリー化の推進】

◆障がいがあっても安心して暮らすために日常生活や社会生活におけるさまざまな障壁の解消に取り組みます。

【安全・安心】

◆災害時における安全な暮らしを支えるため、地域全体で助け合う仕組みづくりに取り組みます。

施策の目標

相談支援体制の強化

在宅福祉サービスの充実

障がい福祉サービスの充実

地域生活支援事業の充実

医療的ケア児支援の充実

障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・治療・療育

リハビリテーション体制の充実

精神保健福祉施策の充実

障がいの早期発見と支援の充実

障がい児早期療育の充実

障がい児教育の充実

障がい者雇用の促進

就労系サービスの充実

優先調達の推進

スポーツ・文化芸術活動の推進

啓発・広報活動の推進

インクルーシブ教育システムの推進

合理的配慮の提供と差別の解消の推進

成年後見制度の利用促進

施設のバリアフリー化の推進

移動・交通のバリアフリー化の推進

情報のバリアフリー化とアクセシビリティの推進

コミュニケーション支援の推進

地域の見守り支援の推進

ボランティア活動の支援と推進

災害時の支援体制の確保

